

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成 20 年 4 月 8 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、吉和取水堰魚道（以下「本件魚道」という。）に係る次の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- ① 設計図面（本件異議申立ての対象外）
- ② 設計の条件となる最高水位・最低水位・対象魚種等その他の判る資料
- ③ 魚道設置前の現場の状態の判る資料（本件異議申立ての対象外）
- ④ 設置目的の判る資料（本件異議申立ての対象外）
- ⑤ 魚道の所有権・管理権限を明らかにする物
- ⑥ 設置後の運用・管理計画及び運用・管理記録
- ⑦ 運用・管理等を他者に委託してあれば、その者の名前や、その者との契約書あるいは、覚え書き等の委託内容の判る書類、及びその者の運用・管理記録報告書
- ⑧ 他者に改造（落とし板等の設置）を許可していれば、その許可内容
- ⑨ 今後の運用計画

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対して、「吉和取水堰魚道の②設計の条件となる最高水位・最低水位・対象魚種等その他の判る資料、⑤魚道の所有権・管理権限を明らかにする物、⑥設置後の運用・管理計画及び運用・管理記録、⑦運用・管理等を他者に委託してあれば、その者の名前や、その者との契約書あるいは、覚え書き等の委託内容の判る書類、及びその者の運用・管理記録報告書、⑧他者に改造（落とし板等の設置）を許可していれば、その許可内容及び⑨今後の運用計画」を対象文書（以下「本件対象文書」という。）とし、上記②については保存年限満了により廃棄したこと、また、上記⑤～⑨については作成又は取得していないことを理由とした行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 20 年 4 月 22 日付けで異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、本件請求に対して、本件処分のほか同日付けで 1 件の行政文書部分開示決定を異議申立人に行い、平成 20 年 5 月 1 日、「一級河川太田川水系太田川河川改修に伴う測量設計業務委託設計報告書」（以下「設計報告書」という。）を同人に交付した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 20 年 5 月 8 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを

行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示の決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書（平成20年11月19日及び平成22年8月30日付け）及び口頭による意見陳述（平成22年10月28日実施）で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 請求の目的について

本件魚道には、落とし板が設置されており、本来魚がのぼりやすくするために公費で建設した魚道に落とし板を設置することは、社会通念上許されることではなく、環境破壊はもとより、大量の水（約5万トン）を貯水する落とし板は非常に危険である。そのため、広島県及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇〇〇」という。）に撤去を求めたが、広島県は、県の所有物ではないため、撤去については無関係である旨を主張し、また、〇〇〇〇〇〇は撤去するつもりはない旨の主張をした。

広島県の主張する「県の所有物ではないため、撤去については無関係である」との考えを再考してもらうための資料として使用するため、本件魚道の法的所有権が誰にあるかを確認する必要があり、本件請求を行った。

(2) 請求する文書について

実施機関は、本件魚道は吉和取水堰に付随したものであるから所有権・管理権は〇〇〇〇〇〇にあると主張するが、本件魚道は公費で建設された公共の資産であるから、所有権・管理権が〇〇〇〇〇〇にあるなら、それを示す資料があるはずである。

広島県は、平成20年8月29日付け理由説明書及び広島地方裁判所における許可取消事件において、本件魚道の所有権は広島県にはなく、河川管理者である広島県が維持・管理する公物ではないと主張している。

しかしながら、一方で、広島県は、本件魚道について、平成7年度から8年度にかけて、国の「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」により、広島県が設計・改修工事を行ったことを上記理由説明書でも認めている。

よって、広島県が公費で建設した本件魚道が、どのような経過を経て、私人である〇〇〇〇〇〇に委譲されたのか、つまり、このことは公費の補助あるいは寄付に当るのではないかと、また、本件魚道が、〇〇〇〇〇〇が従来から当地に所有・設置されていた旧魚道を公費で改築されたものなら、その行為も公費の補助あるいは寄付に当るのではないかと思うので、それらを示す書類の開示を求める。

そもそも、本件魚道の工事は、新築あるいは改築工事であれ、発電のみの目的に使用されるものであり、河川法第8条（河川工事）の、「その目的が特定の利益のみのために行われるものではなく、河川の流水によって生ずる被害を除去又は軽減するもの。」に該当しないので、河川工事には当たらないことは明らかである。河川工事に当たらない工事（広島県も本件工事を、河川工事とは言っていない。）を、なぜ公費で行わなければならなかったのか、予算

の名目が判る資料等の請求も、本件請求に含むものである。

〇〇〇〇〇〇の私物か、河川管理施設であるかどうか判らないが、仮に、〇〇〇〇〇〇の私物であるならば、公金の補助あるいは寄付に当るのでそれを示す書類、また、河川管理施設であるならば、予算書等及び執行命令書等があるはずである。通常、河川管理施設である堤防等の新設・修理は、河川管理行為（河川工事）で行われるものであり、特に所有権を示す資料はないのが通常であると聞いている。要は、公金の流れを示す資料が、請求者の求める「魚道の所有権・管理権限を明らかにする物」である。

いずれにしても、公金で環境保護を目的に建設された魚道が、環境破壊に使われ、県民の生命をも脅かしている事実を容認することはできない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述等で説明している本件請求文書を不存在とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件魚道の管理権限等

- (1) 本件魚道は、一級河川太田川水系太田川の河川内にある吉和取水堰の一部であり、河川法により国土交通大臣が指定した「指定区間」に存在し、広島県知事が占用許可等の管理を行っている。

ただし、河川法施行令に規定する特定水利使用に該当する場合は流水の占用許可等、一部の許可については、国土交通省が行うこととなっており、本件魚道を含む吉和取水堰は発電のための特定水利使用であることから、所有者である〇〇〇〇〇〇が、国土交通省から許可を受けた占用許可工作物である。

- (2) 広島県の関与としては、〇〇〇〇〇〇からの同意を得て、平成7年度から8年度にかけて「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」により、河川管理者として本件魚道を改修したことのみである。

吉和取水堰及び本件魚道の所有者は〇〇〇〇〇〇であり、維持管理についても〇〇〇〇〇〇が行っているため、広島県等の河川管理者が維持管理を行う公物には該当しない。

2 本件処分を行った理由

- (1) 前記1のとおり、本件請求の対象となる本件魚道は、発電のための取水堰の一部で、所有者は〇〇〇〇〇〇である。

特定水利使用に該当するため、〇〇〇〇〇〇が国土交通省の許可を得て設置した占用許可工作物であり、河川管理者が維持・管理する公物ではない。

本件魚道については、平成7年から8年にかけて「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」により広島県で設計・改修した経緯があるが、改修後には〇〇〇〇〇〇が改めて変更許可（占用面積増）の手続きを行い、現在まで維持・管理を行っている。

広島地域事務所建設局廿日市支局（以下「担当部署」という。）では、開示請求された文書を検索した結果、保存年限満了による廃棄等のため、本件魚道の改修工事に関する文書のうち、平成7年11月に担当部署が作成した「設計報告書」（前記第2の1の①、③及び④の対象文書に該当）しか存在しなかった。

- (2) 次に、本件請求のうち「設計の条件となる最高水位・最低水位・対象魚種等その他の判る資料」等、前記第2の1の②及び⑤～⑨に係る文書を、対象文書として特定し、それらについて検索したが、存在しなかった。

本件魚道は、広島県が管理する一級河川太田川水系（指定区間）太田川に存在するが、広島県の関与は「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」による魚道改修のみである。

本件魚道の改修自体は、確かに公費で実施しているが、魚道の設置に係る河川法第23条等による許認可は、国土交通省が〇〇〇〇〇〇の申請により許可を行ったものであり、〇〇〇〇〇〇に所有権・管理権があることを示す行政文書を担当部署が保有していないとしても不合理ではなく、本来は国土交通省に開示請求すべきものである。

3 各文書の不存在的理由

- (1) 本件請求のうち、「②設計の条件となる最高水位・最低水位・対象魚種等その他の判る資料」については、「工事関係書類」が該当する。当該文書は、担当部署が平成7年度から同8年度に作成し、保存年限5年経過後の平成14年度に廃棄した。なお、本件請求に対し行政文書部分開示決定を行った「設計報告書」も同じく保存年限5年であるが、工事完了後の調査により設計の変更等が生じることが考えられたため、保存年限経過後も保管していたものである。

- (2) 「⑤魚道の所有権・管理権限を明らかにする物」については、法令上作成の義務がなく作成していないため、存在しない。

広島県は、河川管理者として〇〇〇〇〇〇の同意を得て改修工事を行っており、〇〇〇〇〇〇と協議を行ったが、管理の方法について協議した書類は残っていない。

また、私人が所有しているものについて広島県が公費で工事を行う場合、作成することが義務付けられたものではないことから、トラブルが起こることが想定される場合以外は施工承諾書（同意書）を作成せず口頭で行っており、本件についてもトラブルが想定されないため作成していない。広島県が公費で改修した工作物を引き渡す場合も、同様の理由で引渡書を作成しておらず、本件においても工事完了後、本件魚道を〇〇〇〇〇〇に引き渡したが、作成していない。

なお、異議申立人は、予算の名目が分かる資料等を開示請求の対象とする旨主張しているが、本件に関するものは残っていない。

- (3) 「⑥設置後の運用・管理計画及び運用・管理記録」、「⑦運用・管理等を他者に委託してあれば、その者の名前や、その者との契約書あるいは、覚え書き等の委託内容の判る書類、及びその者の運用・管理記録報告書」及び「⑨今後の運用計画」については、管理者である〇〇〇〇〇〇が作成すべきものであり広島県は作成していないため、存在しない。

- (4) 「⑧他者に改造（落とし板等の設置）を許可していれば、その許可内容」については、許可した案件がなく作成していないため、存在しない。

- (5) 異議申立人に対しては、不存在的理由について、平成20年5月1日、口頭により説明を行っている。

4 結論

以上により、本件対象文書は保存年限満了による廃棄等のため不存在であることから、開示することができないとした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件異議申立ての対象となる行政文書は、広島県廿日市市吉和に存在する本件魚道に係る設計の条件が判る資料、所有権・管理権限を明らかにする資料及び運用・管理計画に関する資料等である。

異議申立人は、建設省の「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」に基づいて、広島県が実施した本件魚道の改修事業に関し、本件魚道に設置された落とし板の撤去を求めて、本件魚道の所有権が誰にあるのかを確認するために本件請求を行ったものであり、本件魚道は公費で建設された公共の資産であるから、所有権・管理権が〇〇〇〇〇〇にあるのであれば、それを示す資料があるはずであると主張する。

これに対し、実施機関は、吉和取水堰が特定水利使用に該当するものであり、〇〇〇〇〇〇が国（国土交通省）から許可を得て設置した占用許可工作物であって、河川管理者である広島県が維持・管理する公物ではなく、また、当該事業の実施についても、〇〇〇〇〇〇から同意を得て、河川管理者として魚道を改修したことのみであると主張する。

さらに、実施機関は、当該事業実施後においても、〇〇〇〇〇〇が、国（国土交通省）に対して改めて変更許可（占用面積増）手続きを行い、現在まで維持・管理を行っているものであって、〇〇〇〇〇〇に所有権・管理権があることを示す行政文書を実施機関が保有していないことは不合理ではなく、本件処分は妥当であると主張している。

2 本件処分の妥当性について

(1) 「②設計の条件となる最高水位・最低水位・対象魚種等その他の判る資料」について

実施機関は、本件魚道の改修工事に関する文書の保有状況を調べたが、異議申立人に既に開示済である「設計報告書」しか存在しなかったとしている。

また、他の工事関係文書については、本件魚道の改修工事が行われた平成7年度から8年度にかけて作成されたものであり、保存年限である5年を経過した平成14年度に廃棄処分したため、不存在であると主張する。

一方、前記第2の1の①、③及び④の開示請求に対して部分開示決定がなされた「設計報告書」が、同じく保存年限が5年であるにもかかわらず保有されていたこととの整合性が問題となる。この点について、実施機関は、「設計報告書」については、改修工事完了後の調査により、場合によっては、設計の変更等が生じることも予想されたため、廃棄せずに残していたものであると説明する。この実施機関の説明は、現に、平成8年度において、「太田川魚道遡上調査」が行われており、当初の設計の是非を検討する機会もあったことなどから、特段不自然なものではないと認められる。

したがって、当該対象文書が保存年限の経過により廃棄されたとして不開

示（不存在）とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 「⑤魚道の所有権・管理権限を明らかにする物」について

実施機関は、本件魚道について、所有者である〇〇〇〇〇〇の同意を得て改修工事を行い、工事完了後に〇〇〇〇〇〇へ引き渡したが、工事の同意及び引渡しに係る文書は作成していない旨を主張する。

当審査会において確認をしたところ、「広島県の施行する公共事業に伴う管理事務引継処理要領(平成5年4月1日施行。(以下「処理要領」という。))」の第9条第2項(別紙)において、補償施設の引継ぎに当たり、相手方との協議により引継書を省略することができる旨が規定されており、また、処理要領に基づく「広島県の施行する公共工事に伴う管理事務引継処理要領の運用方針(平成5年4月1日施行。(以下「運用方針」という。))」の第9の1(別紙)において、「相手方との協議により引継書を省略する場合とは、当該補償施設の占用許可などにより、相手方の管理下に移っていることが明らかでない場合をいう」と規定されていることが認められた。

実施機関は、本件魚道についても、所有者である〇〇〇〇〇〇に当然に引き渡すものとして改修工事を実施したものであり、このことについて、相手方との間に何らのトラブル等の発生が予測されるような状況ではなかったため、上記処理要領及び運用方針の規定を考慮して、引渡書及び同意書を省略できる場合に該当すると判断したものであり、当該事案において、引継書及び同意書が作成されていなかったとしても事務処理上問題はないと説明する。

この点について、当審査会において、処理要領及び運用方針の規定を確認するとともに、これまでの引継書を作成した事案及び同意書を取得した事案の説明を実施機関に求めるなどの審理を行ったところ、本件魚道の改修工事に当たり、広島県と〇〇〇〇〇〇との間に何らのトラブルも発生していないとの実施機関の説明に特段不自然な点が認められなかったことから、本件事案については、引渡書を作成していない、また、改修工事の同意を得るときの同意書も取得していないとの実施機関の主張に不合理な点はないものと認められる。

したがって、当該対象文書が作成されていないとして不開示（不存在）とした実施機関の判断は妥当である。

また、異議申立人は、平成22年8月30日付け意見書において、「⑤魚道の所有権・管理権限を明らかにする物」について、「予算の名目が判る資料等も『魚道の所有権・管理権限を明らかにする物』という請求対象文書に含む」と主張しているが、実施機関が、平成20年4月8日付け開示請求書に記載された「⑤魚道の所有権・管理権限を明らかにする物」という請求の文言自体から、いかに異議申立人の請求の意図を忖度したとしても、当該異議申立人の平成22年8月30日付け主張に沿った請求対象文書が含まれていると解釈することは極めて困難であると認められる。よって、実施機関が予算の名目が判る資料等を対象文書として特定しなかったことは妥当である。

なお、この点について、当審査会として、異議申立人の主張に沿って、実施機関に対し、予算の名目が判る資料等の提出を求めたところ、実施機関から、当該案件に係る予算の名目が判る資料等は、保存年限満了による廃棄等のため不存在であるとの説明があった。さらに、実施機関から、仮に、当該資料等を廃棄せずに保存していたとしても、異議申立人の求める予算の名目

が判る様式とはなっていないとの説明があるとともに、同種の様式の提示があったので、当審査会において、当該様式を見分したところ、異議申立人が求める予算の名目が判る様式とはなっていないことが確認された。

- (3) 「⑥設置後の運用・管理計画及び運用・管理記録」及び「⑨今後の運用計画」について

当審査会において、吉和取水堰に係る河川法第23条及び第24条に基づく水利使用に関する許可手続について関係書類を見分したところ、申請及び許可の双方について、広島県を経由することなく、〇〇〇〇〇〇と国との間で直接行われていることが確認できた。

このことから、実施機関の「本件魚道の所有者は〇〇〇〇〇〇であり、広島県の河川管理施設ではない」との説明に特段不自然な点はなく、本件魚道設置後の運用・管理計画を策定したり、運用・管理記録を行う主体は、管理権限を有する〇〇〇〇〇〇であると考えるのが妥当である。

したがって、運用・管理計画や運用・管理記録等を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点はなく、当該対象文書を保有していないとして不開示（不存在）とした実施機関の判断は妥当である。

- (4) 「⑦運用・管理等を他者に委託してあれば、その者の名前や、その者との契約書あるいは、覚え書き等の委託内容の判る書類、及びその者の運用・管理記録報告書」及び「⑧他者に改造（落とし板等の設置）を許可していれば、その許可内容」について

本件魚道の運用・管理等の権限は〇〇〇〇〇〇にあると考えるのが妥当であることから、当該請求に係る文書を実施機関が保有していないとする実施機関の説明に特段不自然な点は見当たらない。

したがって、不存在を理由として当該対象文書を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言（審査会から実施機関への要望）

当審査会の審査の過程において、本件諮問を行った実施機関の担当部署である広島地域事務所建設局廿日市支局は保管していないが、「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」の本庁担当部署が次の3つの行政文書を保管していることが明らかになった。

- (ア) 平成6年7月25日付け建設省河川局（治水課，都市河川室，開発課，防災課，砂防課）事務連絡「魚がのぼりやすくするための事業実施にあたっての許可工作物の当面の取扱について」（以下「事務連絡」という。）
- (イ) 平成8年9月作成の「単県河川改修調査業務委託報告書～太田川魚道遡上調査～吉和取水堰・市垣内堰」（作成者：広島県廿日市土木建築事務所（現 西部建設事務所廿日市支所）・復建調査設計株式会社）（以下「調査報告書」という。）
- (ウ) 平成9年度以降の県における当該事業担当者（現担当者：土木局土木整備部河川課河川企画グループ）の事務引継資料である「太田川魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」（以下「フロー図」という。）

上記(ア)、(イ)及び(ウ)の行政文書について、当審査会において見分したところ、いずれも、本件対象文書の「②設計の条件となる最高水位・対象魚種等その他の判る資料」に直接的に含まれるものとは断定できない。

一方、異議申立人のこれまでの主張を総合的に勘案すると、異議申立人の求めている『設計』は、設計図や図面といった、いわゆる土木技術的な設計という意味に限定されるものではなく、当該モデル事業の実施目的や事業の流れ等という事業の制度設計も含まれると解する余地がある。

上記(ア)、(イ)及び(ウ)の行政文書について、それぞれ考察すると、(ア)の「事務連絡」については、当該事業の実施に当たっての留意事項等が記載された文書、また、(イ)の「調査報告書」については、この調査が魚類の遡上状況を把握するために行われた調査結果、さらに、(ウ)の「フロー図」については、当該モデル事業全体の流れを記載した文書である。

以上のことから、上記(ア)、(イ)及び(ウ)の行政文書は、いずれも事業の制度設計に関連する文書であると認められる。

したがって、本件担当部署は、請求日時点では、上記(ア)、(イ)及び(ウ)の行政文書を保有していなかったものであるが、本件事案においては、異議申立人の請求の趣旨を勘案し、異議申立人に提供することが望まれる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 紙

- 広島県の施行する公共事業に伴う管理事務引継処理要領（平成5年4月1日施行）（抄）

（補償施設の引継ぎ）

第9条 工事主管課は、補償工事が終了したときは、速やかに当該附帯工事又は補償工事により設置した施設及び補償施設用地を当該補償施設の管理者に引き継ぐものとする。

2 前項の引継ぎは、別記様式第3号の引継書に、別表に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、相手方との協議により、引継書及び添付図書を省略することができるものとする。

3 第1項の引継ぎに際しては、原則として、現地立会確認を行うものとする。

（別記様式第3号及び別表は省略）

- 広島県の施行する公共事業に伴う管理事務引継処理要領の運営要領（平成5年4月1日施行）（抄）

第9 補償施設の引継ぎ（第9条関係）

1 引継書の省略

補償施設の引継ぎに際して、相手方との協議により引継書を省略する場合は、当該補償施設の占有許可などにより、相手方の管理下に移っていることが明らかな場合をいう。

2 押印

引継書には、所長及び補償施設の管理者又はその委任を受けた者が確認の上、押印するものとする。

3 現地立会

引継ぎに際しては、原則として、事務所の担当課の職員と補償施設の管理者又はその委任を受けた者が現地立会確認を行うものとする。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
20. 5. 30	・ 諮問を受けた。
20. 6. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
20. 8. 29	・ 実施機関からの理由説明書を収受した。
20. 9. 1	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
20. 11. 21	・ 異議申立人から意見書を収受した。
20. 12. 12	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 9. 27 (平成 22 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 10. 28 (平成 22 年度第 2 回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
22. 11. 17 (平成 22 年度第 3 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
22. 12. 22 (平成 22 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 1. 26 (平成 22 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

緒 方 桂 子	広島大学大学院教授
野 崎 亜紀子	広島市立大学准教授
山 本 一 志 (部 会 長)	弁護士